国立大学法人鹿屋体育大学役員給与規則

（平成１６年４月１日
規　則　第１８号）

改正　平成１６年１１月４日
規　則　第５２号
平成１７年１２月１日
規　則　第１１号
平成１８年３月２４日
規　則　第６号
平成１９年３月２２日
規　則　第２９号
平成２０年３月１９日
規　則　第６号
平成２０年１１月６日
規　則　第２１号
平成２１年６月２３日
規　則　第８号
平成２１年１１月３０日
規　則　第１６号
平成２２年３月３０日
規　則　第５号
平成２２年１１月３０日
規　則　第１５号
平成２３年３月３１日
規　則　第１８号
平成２４年４月５日
規　則　第５号
平成２７年１月２６日
規　則　第２号
平成２７年３月２７日
規　則　第２２号
平成２８年２月２９日
規　則　第７号
平成２９年２月２日
規　則　第３号
平成３０年１月１９日
規　則　第１号
平成３０年２月７日
規　則　第５号
平成３１年２月１日
規　則　第２号
令和２年２月２０日
規　則　第３号
令和２年１１月２６日
規　則　第１９号
令和４年４月１８日
規　則　第２６号
令和５年１月２５日
規　則　第３号
令和５年１０月２０日
規　則　第２８号
令和６年１月２２日
規　則　第１号
令和７年１月２８日
規　則　第３号
令和７年３月１９日
規　則　第１３号

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第３５条の規定により準用される独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第５２条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規則における「役員」とは、国立大学法人法第１０条第１項に定める学長及び監事並びに同条第２項に定める理事とする。

（役員の給与）

第３条　役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

（給与の支払日）

第４条　役員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月１７日（以下この項にお

いて「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは１５日（１５日が休日に当たるときは、１８日）に、支給定日が土曜日に当たるときは１６日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは１８日に支給する。

２　期末手当及び勤勉手当は、６月３０日及び１２月１０日（以下この項において両日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、前日に支給する。

（給与の支払）

第５条　役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）

第６条　新たに役員となった者には、その日から本給を支給する。

２　役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで本給を支給する。

３　役員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、当該月の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

５　前４項の規定は、地域手当の支給について準用する。

（端数の計算）

第７条　この規則により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本給）

第８条　常勤の役員の本給月額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学長　　９７９，０００円

(2) 理事

号　給	本　給　月　額
１	６４３，０００円
２	７１６，０００円
３	７７２，０００円

(3) 監事

号　給	本　給　月　額
１	６４３，０００円
２	７１６，０００円

２　前項第２号及び第３号の理事及び監事の給与は、学長が決定する。

（地域手当）
第９条　地域手当は、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成１６年規則第２５号。以下「職員給与規則」という。）第２５条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（広域異動手当）
第９条の２　広域異動手当は、職員給与規則第２５条の２に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（通勤手当）
第１０条　通勤手当は、職員給与規則第２７条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（単身赴任手当）
第１１条　単身赴任手当は、職員給与規則第２８条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（期末手当）
第１２条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ）した役員についても、同様とする。
２　国家公務員又は地方公務員若しくは国立大学法人等の職員（常勤の職員に限る。以下「国家公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、基準日以前６箇月以内のその者の国家公務員等としての在職期間は、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。
３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び本給月額に１００分の２５を乗じて得た額を加算した額を基礎として、１００分の６６．２５を乗じて得た額に、次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ６箇月　１００分の１００
(2) ５箇月以上６箇月未満　１００分の８０
(3) ３箇月以上５箇月未満　１００分の６０
(4) ３箇月未満　１００分の３０
４　職員給与規則第３２条第２項及び第３項の規定は、期末手当の支給について準用する。

（勤勉手当）
第１３条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。
２　国家公務員又は地方公務員若しくは国立大学法人等の職員（常勤の職員に限る。以下「国家公務員等」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き

続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、基準日以前６箇月以内のその者の国家公務員等としての在職期間は、当該基準日における役員としての在職期間に算入する。

３　勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に１００分の２０を乗じて得た額及び本給月額に１００分の２５を乗じて得た額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（１）に定める割合を乗じて得た額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の職務実績に応じ、次の表（２）に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、表（２）の欄中、「良好」である場合を除いては、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て、決定するものとする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該役員が基準日現在において受けるべき地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（１）勤務期間割合

勤　務　期　間	割　　合
６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
零	零

表（２）成績率

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１１３．７５以上 １００分の２１２．５以下
良好	１００分の１００．２５
良好でない者	１００分の１００．２５未満

４　職員給与規則第３３条第２項及び第３項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（非常勤役員手当）

第１４条　非常勤役員手当は、次のとおりとする。

(1) 理事　　月額　１４２，４００円
(2) 監事　　月額　　９６，３００円

（実施に必要な事項）
第１５条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平１６．１１．４規則第５２号）
この規則は、平成１６年１１月４日から施行する。

附　則（平１７．１２．１規則第１１号）
この規則は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平１８．３．２４規則第６号）
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
（本給に関する経過措置）
第１条　施行日の前日から引き続き第８条に定める本給月額を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
２　施行日以降に再任された役員又は新たに役員となった者については、前項の規定による差額に相当する額は支給しない。
（期末手当に関する経過措置）
第２条　前条第１項の規定による本給月額を支給される役員に関する役員給与規則第１２条第３項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第１条の規定による本給の額との合計額」とする。
（雑則）
第３条　前２条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平１９．３．２２規則第２９号）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平２０．３．１９規則第６号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２０．１１．６規則第２１号）
この規則は、平成２０年１１月６日から施行する。

附　則（平２１．６．２３規則第８号）
（施行期日）
第１条　この規則は、平成２１年６月２３日から施行し、平成２１年６月１日から適用する。
（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第２条　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。
(1) 第１２条第３項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」とする。
(2) 第１３条第３項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の７５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の８０．５以上 １００分の１５０以下
良好	１００分の７０
良好でない者	１００分の７０未満

附　則（平２１．１１．３０規則第１６号）
（施行期日）
第１条　この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。
（本給に関する経過措置）
（平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
第２条　平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。
(1) 第１２条第３項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の８０」とする。
(2) 第１３条第３項中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の９２以上 １００分の１７０以下
良好	１００分の８０
良好でない者	１００分の８０未満

附　則（平２２．３．３０規則第５号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平２２．１１．３０規則第１５号）
（施行期日）
第１条　この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。
（本給に関する経過措置）
（平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）
第２条　平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。
(1) 第１２条第３項中「１００分の７７．５」とあるのは「１００分の７５」とする。
(2) 第１３条第３項中「１００分の７７．５」とあるのは「１００分の７５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の８０．５以上 １００分の１５０以下
良好	１００分の７０
良好でない者	１００分の７０未満

附　則（平２３．３．３１規則第１８号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平２４．４．５規則第５号）

この規則は、平成２４年４月５日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平２７．１．２６規則第２号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成２７年１月２６日から施行し、平成２６年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平２７．３．２７規則第２２号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第２条　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き第８条に定める本給月額を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

２　切替日以降に新たに第８条に定める本給月額を受けることとなった役員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると学長が認めるときは、当該役員には前項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給を基礎とする手当に関する経過措置）

第３条　前条の規定による本給を支給される役員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平２８．２．２９規則第７号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成２８年２月２９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。ただし、改正後の第１３条第３項の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第２条　平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第１３条第３項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の９８以上 １００分の１８０以下
良好	１００分の８５
良好でない者	１００分の８５未満

（給与の内払）

第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平２９．２．２規則第３号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、平成２９年２月２日から施行し、平成２８年１２月１日から適用する。
（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
第２条　第１３条第３項にかかわらず、平成２８年１２月に支給する勤勉手当については、同項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１０６．５以上 １００分の１９５以下
良好	１００分の９２．５
良好でない者	１００分の９２．５未満

（給与の内払）
第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平３０．１．１９規則第１号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、平成３０年１月１９日から施行し、平成２９年１２月１日から適用する。
（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
第２条　第１３条第３項にかかわらず、平成２９年１２月に支給する勤勉手当については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１０６以上 １００分の１９５以下
良好	１００分の９２．５
良好でない者	１００分の９２．５未満

（給与の内払）
第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平３０．２．７規則第５号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３１．２．１規則第２号）

（施行期日等）
第１条　この規則は、平成３１年２月１日から施行し、平成３０年１２月１日から適用する。
第２条　第１２条第３項の規定は平成３１年４月１日から適用する。
（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
第３条　平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関して、第１３条第３項にかかわらず「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の１００」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１０８．５以上 １００分の２００以下
良好	１００分の９５
良好でない者	１００分の９５未満

（給与の内払）
第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令２．２．２０規則第３号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、令和２年２月２０日から施行し、令和元年１２月１日から適用する。
（令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
第２条　令和元年１２月に支給する勤勉手当に関して、第１３条第３項にかかわらず「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０２．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１１１以上 １００分の２０５以下
良好	１００分の９７．５
良好でない者	１００分の９７．５未満

（給与の内払）
第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令２．１１．２６規則第１９号）
この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則（令４．４．１８規則第２６号）
この規則は、令和４年４月１８日から施行し、令和４年４月１３日から適用する。

附　則（令５．１．２５規則第３号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和５年１月２５日から施行し、令和４年１２月１日から適用する。

（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第２条　令和４年１２月に支給する勤勉手当に関して、第１３条第３項にかかわらず「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１１２．５以上 １００分の２１０以下
良好	１００分の９９
良好でない者	１００分の９９未満

（給与の内払）

第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令５．１０．２０規則第２８号）

この規則は、令和５年１０月２０日から施行する。

附　則（令６．１．２２規則第１号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和６年１月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。ただし、改正後の第１２条第３項及び第１３条第３項の規定は令和５年１２月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和５年１２月に支給する期末手当に関して、第１２条第３項にかかわらず「１００分の６５」とあるのは「１００分の６７．５」とする。

（令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　令和５年１２月に支給する勤勉手当に関して、第１３条第３項にかかわらず「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１１５以上 １００分の２１５以下
良好	１００分の１０１．５
良好でない者	１００分の１０１．５未満

（給与の内払）

第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令７．１．２８規則第３号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和７年１月２８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和６年１２月に支給する期末手当に関して、第１２条第３項にかかわらず「１００分の６５」とあるのは「１００分の６７．５」とする。

（令和６年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　令和６年１２月に支給する勤勉手当に関して、第１３条第３項にかかわらず「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	成績率
優秀	１００分の１１５以上 １００分の２１５以下
良好	１００分の１０１．５
良好でない者	１００分の１０１．５未満

（給与の内払）

第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令７．３．１９規則第１３号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。